

松前町
新型インフルエンザ等
対策行動計画

平成27年2月



【目 次】

・はじめに	1
-------------	---

第1章 行動計画の基本的方針

1 基本的な考え方	2
2 対策実施上の留意点	3
3 発生時の被害の想定等	4
4 発生段階のとらえ方	5
5 対策推進のための行政他関係機関の役割分担	6
6 行動計画の主要項目	9
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(6) 住民生活・経済安定の確保	

※ (5) 医療 は略

第2章 発生段階に応じた項目別対策

1 未発生期	14
2 海外発生期	16
3 県外発生期（地域未発生期）	18
4 県内発生早期（地域発生早期）	20
5 県内感染期（地域感染期）	22
6 小康期	24
・その他（備蓄品、業務継続計画）	26
(発生段階に応じた役割分担表)	27

※参考

(インフルエンザの種類と用語解説)	(i)
(関係法令)・新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)	(iv)
・松前町新型インフルエンザ等対策本部条例	(x)
・感染症の予防及び感染症の患者に対する	
医療に関する法律(抜粋)	(xi)
・予防接種法(抜粋)	(x iv)

はじめに

○行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応することになる。

そのため、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた『新型インフルエンザ等対策特別措置法』（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

この特措法及び感染症法に基づき策定された国の『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』（以下「国行動計画」という。）及び『愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画』（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、当町においても特措法第 8 条の規定により、『松前町新型インフルエンザ等対策行動計画』（以下「松前町行動計画」という。）を策定するものである。

※ 松前町の新型インフルエンザ対策に関する計画等の経過

松前町新型インフルエンザ対策行動計画の策定（平成 21 年 5 月）

松前町新型インフルエンザ業務継続計画の策定（平成 21 年 8 月）

松前町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定（平成 25 年 3 月）

松前町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 12 月）

第1章 行動計画の基本の方針

1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生そのものを阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。また、世界中のどこかで発生すれば、日本国内の発生も余儀なくされ、長期的には、当町への侵入が避けられず、多くの町民が罹患する事態になると考えられる。

新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねないため、本町の危機管理に関わる重大な課題と位置づけ、国や愛媛県との連携を密にとりながら対策に取り組む。

(1) 対策の目的

可能な限り感染拡大を阻止し、町民の生命の保護と健康被害を最小限にとどめること。また、町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるように努める。

(2) 早期対応のための注意点

① 迅速かつ的確な情報提供の伝達と注意の喚起

- ・発生状況や感染防止の方法、発生した場合あるいは疑わしい症状のある場合の医療機関への問い合わせや受診の仕方などについて、わかりやすい方法で情報を伝え、注意を喚起する。

② 感染拡大を防止するための学校、事業所、地域等の連携

- ・医療対策以外においても、社会全体で感染拡大防止に取り組むことにより効果が期待できるため、事業所等の自発的な感染予防も重要となる。
- ・学校、職場をはじめ、地域の集会や各種イベント等には、感染拡大の場所や機会が存在することから、手洗い、うがい、マスクの着用など感染防止のための個人行動に加えて、学校や事業所などと連携し、感染拡大防止に取り組む。

③ 妊婦、乳幼児、高齢者など重症化が懸念される人への支援体制の整備

- ・乳幼児、妊婦、基礎疾患を有する者、高齢者など重症化が懸念される人への支援、医療提供の方法、ワクチン接種による重症化の予防などの支援体制を整備し速やかに実行する。

2 対策実施上の留意点

愛媛県と松前町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に特措法その他の法令、国、愛媛県及び松前町それぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施のため、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得る。

(2) 危機管理としての特措法の性格

発生する新型インフルエンザや新感染症の程度によっては、特措法で定める緊急事態の措置を講ずる必要がない場合もあることを留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

松前町新型インフルエンザ等対策本部（以下「松前町対策本部」という。）は、愛媛県の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

松前町は、松前町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、愛媛県の対策本部に報告するとともに必要に応じて公表する。

3 発生時の被害の想定等

新型インフルエンザ等の発生流行規模は、出現した病原性や感染力等に左右され、流行規模を予測することは困難であるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

過去のデータや科学的知見による国及び愛媛県の想定方法（全人口の25%がり患し、流行が8週間続くと過程した場合）と同じ計算を行うと当町の被害想定は次の表のように推計される。

		全国	愛媛県	松前町
人口（H22 国勢調査）		128,057,352人	1,431,493人	30,359人
		国計画(推計)	県計画(推計)	松前町推計
感染者数（人口の25%）		3,200万人	357,873人	約7,600人
医療受診者数（上限）		約2,500万人	285,875人	約6,100人
中等度 の場合	入院患者	約53万人（上限）	6,741人	約140人
	1日最大入院数	101,000人	1,285人	約30人
	死亡者数	約17万人（上限）	2,187人	約40人
重度 の場合	入院患者	約200万人（上限）	約21,600人	約460人
	1日最大入院数	399,000人	4,116人	約90人
	死亡者数	約64万人（上限）	約7,200人	約150人
従業員の欠勤率		本人及び家族のり患により、ピーク時（約2週間）には、最大40%程度の欠勤率と予想されている。		

*アメリカ疾病予防管理センターの推計モデルソフトで計算した愛媛県数値
を人口按分で積算

*中等度：アジainfluenza等程度（致命率0.53%）

*重 度：スペインインフルエンザ等程度（致命率2.00%）

注) これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、我が国の衛生状況等は考慮されていないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的見地が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的見地の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととなる。

4 発生段階のとらえ方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

国行動計画では、5つの発生段階に分類している。愛媛県においては、平成21年の新型インフルエンザ発生時の検証により、都道府県ごとに発生状況が異なったため、国の国内発生早期と国内感染期の2分類を地域未発生期、地域発生早期、地域感染期の3分類（合計6つの発生段階）としている。

松前町においても、愛媛県に準じた6つの発生段階でとらえることとした。

発生段階(国)	(都道府県単位)	状態
未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (全患者接觸歴 追跡可)	(県外発生期) (県内発生早期)	国内のいづれかの都道府県において新型インフルエンザ等が発生した状態 県内で患者が発生しているが全ての患者の接觸歴が疫学調査で追える状態
国内感染期 (全患者接觸歴 追跡不可)	(県内感染期)	県内の患者の接觸歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策推進のための行政他関係機関の役割分担

新型インフルエンザ等の対策推進にあたっては、国、県及び県内市町や関係機関が連携して取り組むことが重要であり、次の役割分担を基本に総合的な対策を推進する。

(1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第1項に基づき、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、特措法第3条第2項及び第3項に基づき、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究にかかる国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、国行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣で設置が閣議決定される）の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割について

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

- ① 新型インフルエンザ等発生前は、国行動計画等を踏まえ、県行動計画に基づき、医療の確保、県民の生活支援等に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする対策本部等を設置し、国における対策全体の基本的な方針や愛媛県内の状況などを踏ま

え、医療機関、市町、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携を図りながら対策を推進する。

(3) 市町の役割について

市町は、住民に最も近い行政単位であり、基本的方針に基づき、的確に対策を実施することが求められており、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と連携を図らなければならない。

特に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、松前町においては、特措法第34条に基づき、町長を本部長とする対策本部等を設置し、国、愛媛県、中予保健所等の対策に協力するとともに医療体制の確保等のため伊予医師会や近隣の市町と緊密な連携を図る。

また、発生に備え、主にワクチンの住民接種などの具体的な実施方法について、迅速かつ効果的な「松前町新型インフルエンザ等住民接種マニュアル」を整備する。

(4) 医療機関の役割について

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点に立ち、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資機材の確保等を推進しておくことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進め、発生状況に応じた医療が提供できるよう努める。

○ 医療機関は、医療提供体制の整備に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等発生後は、国の基本的対処方針や愛媛県の状況等を踏まえ、適切な診療・治療の実施、サーベイランスや検体採取の協力をを行う。

(5) 指定（地方）公共機関に役割について

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割について

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策や重要業務の事業継続な

どの準備を積極的に行うとともに、発生時においては最低限の国民生活を維持し、社会的使命を果たすことができるよう、その活動を継続するよう努める。

- 報道機関は、国や県が提供する新型インフルエンザ等関連情報を迅速かつ正確に報道し、住民の不安の解消、感染予防・感染拡大防止策の徹底等に積極的に協力する。

(7) 一般の事業者及び学校・各種施設等の役割について

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策が必要となる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置や事業縮小の検討等を行うことが求められる。

- 事業者は、愛媛県が勧告・要請する感染予防策の徹底、ライフライン及び食料・生活必需品の確保、感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）などに可能な限り協力する。
- 各種施設及び学校は、日頃から入所者又は児童・生徒の健康状態の把握に努めるとともに施設・学校内での感染予防策を徹底する。

また、新型インフルエンザ等の発生後は、愛媛県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

(8) 町民（個人レベル）の役割について

松前町民は、国や愛媛県、松前町が新型インフルエンザ等に関して発信する広報や報道等の情報周知に留意するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、各世帯で食料品・生活必需品等の備蓄を行うとともに発生時には、発生状況や対策等について情報収集に努め、個人レベルでの感染予防策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要 6 項目

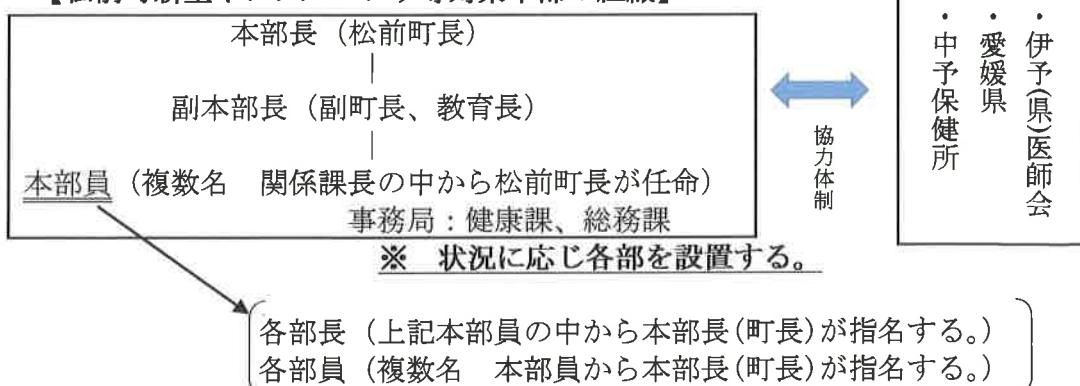
国行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主な目的を「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにすること」とし、そのための具体的な対策については、国行動計画、愛媛県行動計画とも（1）実施体制、（2）サーバイランス・情報収集、（3）情報提供・共有、（4）予防・まん延防止、（5）医療、（6）国民生活及び国民経済の安定の確保、の 6 項目毎に定めているため、松前町行動計画についてもこれに準じた分類分けとするが、サーバイランス及び医療については町としては実施しないため省略し、県行動計画を参照する。

（1）実施体制

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき国が緊急事態宣言を発令する。

緊急事態宣言が発令された場合、松前町は、松前町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく対策本部を設置し、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、総務課と健康課が中心となり、全庁一丸となって松前町行動計画等に基づき、必要な措置を講じる。

【松前町新型インフルエンザ等対策本部の組織】



注) 緊急事態宣言発令前は、保健福祉部の部課長で連絡調整会議を開催する。

① 対策本部の主な所掌事務

- ア. 町内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- イ. 発生時における町民等への支援・指導に関する事項
- ウ. 発生時における被害拡大防止に関する事項
- エ. 関係機関等との連絡調整に関する事項
- オ. その他必要な事項

(2) 情報収集

海外発生期から常に国、愛媛県からの情報提供に注意し、インターネット等でも情報を収集する。

- ① 愛媛県、中予保健所からのメール等での国内外の情報収集
- ② 近隣市町からの情報収集
- ③ 厚生労働省・国立感染症研究所・外務省・WHOなどのウェブサイトによる情報収集

(3) 情報提供・共有

- ① 町民への情報提供

ア. 発生前

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の基本的知識や予防策について、広報誌、ホームページ等の広報媒体を使い、町民への情報提供を行う。

特に児童生徒等に対しては、保健福祉部と教育委員会等が連携して、情報提供を行う。

イ. 発生時

松前町民への情報提供にあたっては、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの媒体の活用に加え、防災無線、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などの活用を行う。

なお、情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮する。

- ② 関係機関との情報の共有

新型インフルエンザ等の発生に備え、国、愛媛県、関係機関との情報の共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

- ① 主な感染拡大防止策

予防とまん延防止対策としては、町民に対してうがい、手洗い、咳エチケット、マスク着用等基本的予防策の実施を広く呼びかける。

外出や集会の自粛の要請や一部の事業の自粛の要請等の対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らす。

実際に対策を実施する際には、協力が得られるよう、発生前から広く周知する。

- ② 予防接種

緊急事態宣言が行われた場合の予防接種に関しては、特措法第46条により市町村が主体となって実施することとなるが、接種方法については、国の「国行動計画ガイドライン」、「市町村のための新型インフルエンザ等住民

接種に関する集団的予防接種のための手引き(暫定版)平成26年3月作成、「愛媛県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」、「松前町新型インフルエンザ等住民接種マニュアル」等に基づき実施するものとする。

ア. ワクチン

新型インフルエンザ対策ワクチンは、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、未知の病原体であることからワクチンを開発することが困難であることが推測される。

イ. 特定接種

特定接種は特措法第28条に基づき行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種という。

対象者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者のうち厚生労働大臣の登録を受けている事業所に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員とされている。

※ 特定接種の接種順位については、①医療関係者、②新型インフルエンザ対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉従事者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基準とする。

ウ. 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による住民に対する予防接種を行うこととなる。

緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく予防接種を行うこととなる。

※ 住民接種の接種順位については、以下の4群に分類し、状況に応じた接種順となるが、緊急事態宣言においては、病原性の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

・住民接種の対象者分類

1	医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
---	--

2	小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
3	成人・若年者
4	高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

エ. 接種体制

住民接種の接種体制は、市町を実施主体とし、原則として集団的接種によるものとする。

接種方法については、国の「国行動計画ガイドライン（5. 予防接種に関するガイドライン）」、「愛媛県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき実施するものとする。

なお、具体的な手順については、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」に基づき、「松前町新型インフルエンザ等住民接種マニュアル」に定めるものとする。なお、このマニュアルについては、状況に応じて適時見直すものとする。

オ. 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見に基づくとともに、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

カ. 医療関係者に対する要請

愛媛県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

（6）住民生活・経済安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民が感染し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われ、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがあるため、発生時にはそれらの影響を最小限に留めなければならない。

そのため、愛媛県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関、登録時業者及び一般の事業者においても事前の準備と発生時においても情報の収集・共有、早期予防対応等がたいへん重要となる。

第2章 発生段階に応じた項目別対策

第1章の4 発生段階のとらえ方（P. 5）で記載した下記の1～6の発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は国行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、従来の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国及び愛媛県のガイドライン等に基づき対応する。

- 1. 未発生期**
- 2. 海外発生期**
- 3. 県外発生期（地域未発生期）**
- 4. 県内発生早期（地域発生早期）**
- 5. 県内感染期（地域感染期）**
- 6. 小康期**

1. 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状況
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

【目的】

- ・新型インフルエンザ等発生の情報収集と発生に備えた体制の整備

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・事業継続計画の策定及び支援
- ・地域医療提供体制の整備
- ・情報収集・共有・提供体制の構築

・未発生期時の松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	行動計画等の作成	・松前町新型インフルエンザ等対策行動計画、業務継続計画（見直し）、松前町新型インフルエンザ等接種マニュアルの作成	保健福祉部
	体制強化	・関係職員のスキルアップ、連携の強化、発生に備えた訓練の実施	関係各部
(2) 情報収集	情報の収集	・関係機関のウェブサイトの対策等に関する国内外の情報を収集する。 ・愛媛県、中予保健所からの情報の収集	保健福祉部
(3) 情報提供・共有	情報提供	・ホームページ、広報まさきを通じ、感染症の基本知識や予防対策の情報提供を行う。 (役割分担 P27)	総務部 保健福祉部
	情報共有	・愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報の共有	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大抑制対策の準備	・衛生資機材等（消毒薬、マスク等感染防護具）の備蓄	保健福祉部
	予防接種体制の構築	・国の要請の下、特定接種の摂取体制の構築を図る。また、住民に対する予防接種は、関係機関と連携し、松前町新型インフルエンザ等接種マニュアルに基づき、具体的な実施方法について準備を進める。 ・市町は、円滑な接種のため、あらかじめ市町間で広域的に接種のできる協定等を締結する。	保健福祉部
(5) 医療	地域医療体制の整備	（愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画による）	（愛媛県保健福祉部）
(6) 住民生活・経済安定の確保	業務行動計画等の見直し	・職場における感染対策、業務の縮小等の準備、業務行動計画等の見直しなど	関係各部

その他

- ・要支援者に対する支援-要支援者の把握等（役割分担 P27）
- ・遺体の火葬・安置-遺体安置のための施設の確保準備（役割分担 P28）
- ・役場機能の維持-全職員への研修、感染防護具の備蓄等（役割分担 P28）

2. 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

【目的】

- ・県内発生に備えた体制の整備
- ・県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・ウイルス等の県内侵入をできるだけ遅らせる体制整備
- ・外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）、帰国者・接触者相談センター健康相談窓口の設置
- ・プレパンデミックワクチンの接種の検討
- ・町民への情報提供の強化

・海外発生時の松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	危機管理体制	・愛媛県のインフルエンザ等対策本部等の動向に注意する。 ・連絡調整会議（保健福祉部全課長）の開催 (役割分担 P27)	保健福祉部
(2) 情報収集	情報収集	・海外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。	保健福祉部
(3) 情報提供・共有	情報提供	・ホームページ、広報紙を通じ、感染症の基本知識や予防対策の情報提供を行う。 (役割分担 P27) ・相談窓口設置の広報 (役割分担 P27)	総務部 保健福祉部
	情報共有	・愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報の共有	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大抑制対策の準備	・衛生資機材等（消毒薬、マスク等感染防護具）の備蓄	保健福祉部
	予防接種体制の構築	・国の要請の下、特定接種の摂取体制の構築を図る。また、住民に対する予防接種は、具体的な実施方法について準備を進める。	保健福祉部
(6) 住民生活・経済安定の確保	事業者の対応等	・職場における感染対策、業務の縮小等の準備、業務行動計画等の見直し	関係各部

その他

- ・役場機能の維持-職員の健康管理（役割分担 P28）

3. 県外発生期（地域未発生期）

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・県内では患者は発生していない状態

【目的】

- ・県内での感染拡大防止
- ・患者に対する適切な医療の提供
- ・感染拡大に備えた体制の整備

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・連絡調整会議の開催、発生状況により松前町新型インフルエンザ等対策本部を設置
- ・基本的な感染予防策の勧奨等
- ・病院、学校等に対する感染予防策の強化を要請
- ・事業者への感染予防策の徹底と社会機能維持のための事業継続への取組み

・県外発生時における松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	緊急事態宣言の措置	・国による緊急事態宣言がなされた場合、速やかに松前町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（宣言前は、状況により連絡調整会議の開催（役割分担 P27））	保健福祉部
(2) 情報収集	情報収集	・国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。	保健福祉部
(3) 情報提供・共有	情報提供	・県及び県感染症情報センターからの情報をもとにできる限り即時に住民への情報提供を行う。（役割分担 P27） ・個人レベルでの感染予防策や受診方法、医療機関の発熱外来窓口などを周知する。 ・学校、保育施設や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 ・健康相談窓口の設置（役割分担 P27）	総務部 保健福祉部
	情報共有	・インターネット等を活用した愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報の共有	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大抑制対策の準備	・手洗い、マスク、外出自粛等の周知を図る。（役割分担 P28） ・衛生資機材等（消毒薬、マスク等感染防護具）の備蓄	保健福祉部
	予防接種体制の構築	・国の要請の下、特定接種の摂取体制の構築を図り、特定接種者の確定を行う。また、住民に対する予防接種は、関係機関と連携し、集団接種会場の確保など具体的な実施方法について準備を進める。	保健福祉部
(6) 住民生活・経済安定の確保	事業者の対応等	・社会福祉施設をはじめ、事業所等職場における感染対策、事業継続に不可欠な重要業務の重点化、業務の縮小等の準備を行う。 (役割分担 P28)	関係各部

その他

- ・役場機能の維持-職員の健康管理（役割分担 P28）

4. 県内発生早期（地域発生早期）

- ・愛媛県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- ・県内での感染拡大に備えた体制の整備
- ・医療機関の維持
- ・健康被害の最小化

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・市町、学校、事業者等における感染拡大防止の取組み
- ・事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持
- ・社会的弱者、自宅療養患者等への支援強化
- ・パンデミックワクチンの供給が可能となり次第、接種を開始

・県内発生早期時における松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	危機管理体制	・緊急事態宣言がされている場合には、松前町新型インフルエンザ等対策本部の設置 (役割分担 P27) ・広域近隣市町との応援体制の検討	保健福祉部
(2) 情報収集	情報収集	・引き続き、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国、県から必要な情報を収集する。	保健福祉部
(3) 情報提供・共有	情報提供	・引き続き、県及び県感染症情報センターからの情報をもとにできる限り即時に住民への情報提供を行う。(役割分担 P27) ・健康相談窓口の対応(役割分担 P27)	総務部 保健福祉部
	情報共有	・引き続き、インターネット等を活用した愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報の共有の強化	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大抑制対策の準備	・引き続き、手洗い、マスク等の周知を徹底する。 ・病院、学校、各種施設、事業所に対して感染予防策の強化の呼びかけ(役割分担 P28) ・状況に応じて、学校等の臨時休業の実施 (役割分担 P28)	保健福祉部 総務部 文教厚生部
	予防接種体制の構築	・特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。 ・予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。	保健福祉部
(6) 住民生活・経済安定の確保	事業者の対応等	・引き続き、社会福祉施設をはじめ、事業所等職場における感染対策、事業継続に不可欠な重要業務の重点化、業務の縮小等の準備を行う。(役割分担 P28)	関係各部

その他

- ・役場機能の維持-職員の健康管理 (役割分担 P28)
- ・業務継続計画に基づく職員再配置 (役割分担 P28)

5. 県内感染期（地域感染期）

- ・愛媛県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

【目的】

- ・健康被害を最小限にとどめる
- ・医療機能を維持する
- ・社会・経済活動への影響を最小限にとどめる

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・市町、学校、事業者等における感染拡大防止の取組み
- ・事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持
- ・社会的弱者、自宅療養患者等への支援強化

・県内感染期時における松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がされている場合には、松前町新型インフルエンザ等対策本部の設置 (役割分担 P27) ・引き続き、他の市町との応援体制の検討 	保健福祉部
(2) 情報収集	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を関係各部、関係機関に要請する。 	保健福祉部 関係各部
(3) 情報提供・共有	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県及び県感染症情報センターからの情報をもとにできる限り即時に住民への情報提供を行う。 (役割分担 P27) ・健康相談窓口の対応(役割分担 P27) ・相談内容や医療機関からの意見等を愛媛県に情報提供する。 	総務部 保健福祉部
	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、インターネット等を活用した愛媛県、中予保健所、関係機関、関係部署との情報の共有を継続する。 	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、手洗い、咳エチケット等の周知や患者になった場合の対応の理解促進を図る。 ・引き続き、病院、学校、各種施設、事業所に対して感染対策の強化の呼びかけを行う。 ・状況に応じて、学校等の臨時休業の実施 ・不要不急の集会やイベント活動の自粛 ・可能な限り外出を控えるよう呼びかける。 (役割分担 P28) 	保健福祉部
	予防接種体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特措法 46 条に基づく住民接種、及び予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。 	保健福祉部
(6) 住民生活・経済安定の確保	事業者の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対し、症状の認められた従業員の出勤停止や受診勧奨を行う。 (役割分担 P28) 	関係各部

その他

- ・役場機能の維持-職員の健康管理（役割分担 P28）
- ・業務継続計画に基づく職員再配置（役割分担 P28）
- ・まん延期における要支援者への生活支援の検討（役割分担 P27）
- ・火葬場の運営に関する調整（役割分担 P28）

6. 小康期

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・大流行はいったん終息している状況

【目的】

- ・流行の第二波に備えた社会・経済機能の回復

【愛媛県及び市町の主な対策】

- ・国内感染期まで対策の評価、次の流行の波に備えた対策の検討、
- ・不足している資器材、医薬品等の調達及び再配備

・小康期における松前町の対策（対応）

主要 6 項目	詳細項目	対策	部署
(1) 実施体制	危機管理体制	・松前町新型インフルエンザ等対策本部を速やかに解散（廃止）する。	保健福祉部
(2) 情報収集	情報収集	・引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、必要な情報を収集する。	保健福祉部
(3) 情報提供・共有	情報提供	・流行の第二波に備え、住民への情報提供と注意喚起を継続する。（役割分担 P27）	総務部 保健福祉部
	相談窓口等の縮小	・相談窓口については、状況を見ながら縮小する。（役割分担 P27）	関係各部
(4) 予防・まん延防止	感染拡大予防策	・県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始した感染予防策を中止する。 ・流行状況を踏まえつつ、学校等の臨時休校や集会の自粛等の解除を検討する。	保健福祉部
	予防接種体制の構築	・流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。	保健福祉部
(6) 住民生活・経済安定の確保	業務の再開等	・流行の第二波に備え、指定（地方）公共機関等の事業継続を支援する。 ・最新情報による業務行動計画等の見直し	関係各部

その他

- ・役場機能の維持-職員の健康管理（役割分担 P28）
- ・業務継続計画に基づく職員再配置（役割分担 P28）

その他

・備蓄品について

新型インフルエンザ対策用備蓄品として (平成 26 年 12 月 1 日現在)

○マスク（保存場所—松前公園体育館 2 階）

- | | |
|------------------|----------|
| ① N95 マスク | 200 枚 |
| ② サージカルマスク | 1, 200 枚 |
| ③ N95 マスク（バルブ付き） | 4, 560 枚 |
| ④ ディスポマスク（個別包装） | 3, 100 枚 |

○感染防護衣（保存場所—健康課書庫）

- | | |
|-------------------|------|
| ① カバーオール型（M サイズ） | 10 着 |
| ② カバーオール型（L サイズ） | 10 着 |
| ③ カバーオール型（XL サイズ） | 10 着 |

○汚物処理用品（保存場所—健康課書庫）

- | | |
|---------------------|-------|
| ① ゴム手袋（100 枚 × 4 箱） | 400 枚 |
|---------------------|-------|

- ※
- ・手指消毒薬については消費期限があるため、必要に応じて調達する。
 - ・感染防護衣については、初期対応のための職員用。
 - ・感染規模やまん延の状況によりその都度調達を検討する。

・業務継続計画について

平成 21 年（2009 年）8 月に各課（局・所）が策定した松前町役場業務の継続計画については、定期的に見直すとともに、新型インフルエンザ等の発生、まん延状況に応じて対応する。

発生段階に応じた役割分担表(6段階)

対策の区分	発生段階の区分						主たる担当課	所属部
	未発生期	海外発生期	県外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
★連絡調整会議の開催		●	●				健康課	保健福祉部
★対策本部の設置・運営			○	●	●	●	健康課	保健福祉部
★住民への情報提供・収集								
■広報活動 新型インフルエンザに関する最新情報や町の対応状況、感染予防対策等をホームページや広報誌等を通じて周知する。	●	●	●	●	●	●	健康課	保健福祉部
■相談窓口設置の広報		●	●	●	●	●	健康課	保健福祉部
■医療機関の発熱外来の設置に関する広報			●	●	●	●	健康課	保健福祉部
★県の相談窓口の案内 住民からの専門的な相談は、海外発生期から県内発生早期においては、保健所に設けられる帰国者・接触者相談センターを案内し、県内感染期以降は健康相談窓口を案内する。 できる限り住民からの広範な内容の相談・問い合わせを受けるため、松前町においても必要に応じた相談窓口を設置し、情報を共有する。			●	●	●	●	健康課	保健福祉部
★要支援者に対する支援								
■支援を必要とする独居高齢者世帯(高齢者のみの世帯含む)、障害者世帯の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し、生活に支障をきたすおそれのある独居高齢者(高齢者のみの世帯含む)、障害者世帯等を把握する。	●						福祉課	保健福祉部
■生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体策の検討及び対応の実施 まん延期(第三段階②)における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食料品、生活必需品の確保・配布等)、搬送、死亡時の対応等について、関係課・関係団体で協議・検討し、発生時には国、県の協力のもと対応する。	●				●		健康課	
							関係課	

発生段階に応じた役割分担表(6段階)

対策の区分	発生段階の区分						主たる担当課	所属部
	未発生期	海外発生期	県外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期		
★遺体の火葬・安置								
■遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。	●						町民課	保健福祉部
■火葬場の運営に関する調整					●		町民課	保健福祉部
★町役場機能の維持								
■全職員に対する新型インフルエンザの研修	●						総務課	総務部
■職員の健康管理		●	●	●	●	●	総務課	総務部
■感染防護具の備蓄 自宅で療養する患者を見守るために必要な個人防護具(感染防止のため、マスク等の防護具)の備蓄	●						関係各課	
■業務継続計画の策定(見直し)	●						関係各課	
■業務継続計画等に基づく職員の再配置				●	●	●	総務課	総務部
★ 社会生活活動への要請								
県が実施する対策に対し、できる限り協力体制・支援を行う。								
①住民	マスク着用、手洗い、外出自粛			●	●	●	健康課	保健福祉部
②集会 イベント	不要不急の集会やイベント活動の自粛			●	●	●	関係各課	
③学校 通所施設	全ての学校、通所施設の休校、休業			●	●	●	福祉課 教育委員会事務局	保健福祉部 教育委員会
④公共交通機関	利用者間の接触を減らす措置			●	●	●	総務課	総務部
⑤社会福祉施設	マスクの着用、手洗い、症状の認められた従業員等の出勤停止・受診			●	●	●	福祉課 健康課 保険課 各施設	保健福祉部
⑥事業所	マスクの着用、手洗い、症状の認められた従業員等の出勤停止・受診、不要不急の事業活動の自粛			●	●	●	産業課	産業建設部

インフルエンザの種類

○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症*1で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

*1 感染症において、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除くインフルエンザは、五類感染症とされている。

○新型インフルエンザ

新に人から人に感染する能力を有することになったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。本行動計画における「新型インフルエンザ」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症*2」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長時間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むこととする。

*2 感染症法において、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザであって、厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症の発生を認めたもの。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され、世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった

旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節型インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009*3」としている。

*3 WHOは、2010年（平成22年）8月に新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な流行状況を「ポストパンデミック」とする旨を声明して以降、influenza H1N1 2009と表現している。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ（H5N1）*4」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている*5。鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約60%と高いことが知られている。鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

なお、2013年3月、中国において鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスに感染した患者が報告されているが、これまでのところ人から人への感染は確認されていない。

*4 感染症において、鳥インフルエンザ（H5N1）は、二類感染症とされている。

*5 2003年11月～2011年12月 発症者数578名、死亡者340名

用語解説

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きき分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性の高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○病原性

新型インフルエンザ対策において、人がウイルスに感染した場合の重篤として用いることが多い。学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力。

参考

関係法令

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

(平成二十四年五月十一日法律第三十一号)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

(第四項～第七項 略)

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- 2** 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。
- 3** 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。
- 4** 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 5** 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- 6** 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(第四条～第七条 略)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

- 2** 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一** 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二** 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ** 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ** 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ** 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三** 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四** 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。**
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。**
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。**
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。**
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。**
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。**

(第九条～第十二条 略)

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(第十四条～第二十七条 略)

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。**
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。**
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。**
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。**

- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二条及び第二十三条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第七条の二中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十一条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二条及び第二十三条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十一条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第二十二条及び第二十三条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十一条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

(第二十九条～第三十一条 略)

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一

項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
 - 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

(第三十三条 略)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
- 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(住民に対する予防接種)

(第三十六条～第四十五条 略)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十一条第一項中「市町村(第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。
- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十二条及び第二十三条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(第四十七条以降 略)

○ 松前町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成二十五年四月十三日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、松前町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、松前町の職員のうちから、松前町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他松前町の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)

(平成十年十月二日法律第百十四号)

(目的)

第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(第二条～第五条の二 略)

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

五 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 E型肝炎
 - 二 A型肝炎
 - 三 黄熱
 - 四 Q熱
 - 五 狂犬病
 - 六 炭疽
 - 七 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)
 - 八 ボツリヌス症
 - 九 マラリア
 - 十 野兎病
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
- 6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
 - 二 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)
 - 三 クリプトスピリジウム症
 - 四 後天性免疫不全症候群
 - 五 性器クラミジア感染症
 - 六 梅毒
 - 七 麻しん
 - 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病(四類感染症を除く。)であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
 - 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

- 8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。
- 9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
- 10 この法律において「疑似症患者」とは、感染症の疑似症を呈している者をいう。
- 11 この法律において「無症状病原体保有者」とは、感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していないものをいう。
- 12 この法律において「感染症指定医療機関」とは、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関をいう。
- 13 この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。
- 14 この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。
- 15 この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

(第16項～第23項 略)

(第七条以降 略)

○ 予防接種法(抜粋)

(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(第二条～第五条 略)

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病的まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病的うち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(第七条以降 略)